

府中市告示第137号

地方自治法第243条の2第1項及び府中市会計事務規則第34条の規定に基づき、公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定した者に、当該事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び府中市会計事務規則第35条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月27日

府 中 市 長 高 野 律 雄

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
セブンイレブン府中是政6丁目店
東京都府中市是政6丁目8番1号
- 2 履行者及び履行場所
セブンイレブン府中是政6丁目店
府中市是政6丁目8番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
府中市一般廃棄物指定収集袋取扱業務
家庭系廃棄物処理手数料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年7月27日
- 5 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年8月21日
- 6 委託期間
令和8年8月21日から令和9年3月31日まで